

《算式2》 相対値基準（小規模法人の特例）

実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{ホの金額} + \text{ヘの金額}}{\text{総収入金額} - \text{ニの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

（注）小規模法人の要件（下記参照）に該当する法人であれば、本特例を選択適用可能

《小規模法人の特例（再掲）》

小規模法人の特例を適用するか否かは法人の選択になります。

この特例を選択適用できる法人は、実績判定期間における総収入金額に12を乗じて、これを実績判定期間の月数で除した金額が800万円未満で、かつ、実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者（役員又は社員を除きます。）の数が50人以上である法人に限られます（法第45条第2項、法令第3条）。

【算式】

$$\frac{\text{実績判定期間の総収入金額}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 < 800\text{万円}$$

かつ

$$\text{実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が} \geq 50\text{人}$$

3,000円以上である寄附者(役員, 社員除く)の数

（解説）

実績判定期間における、総収入金額からニの金額を差し引いた金額のうちに、受入寄附金総額からホの金額を差し引いた金額（一定の要件を満たす法人にあっては、それにヘの金額を加算した金額）の占める割合が5分の1以上であること（法令第5条第2項）。

ニの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額

（法第45条第1項第1号イ(1)、法令第5条第2項第1号、法規第5条、第25条第2項）

- ① 国の補助金等
- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
- ③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの

- ⑤ 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金、贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分

（注8） ここに掲げるものは、《算式1》の「イの金額」の①～⑤と同一です。

「ホの金額」（法第45条第1項第1号イ(2)、法令第5条第2項第2号、法規第6条）

受け入れた寄附金のうち一者当たり基準限度超過額の合計額

（注9） これは《算式1》の「ロの金額」の①と同一です。なお、《算式1》原則の場合と異なり、小規模法人の特例を選択適用する場合には、役員が寄附者の場合であっても、いわゆる親族合算を行う必要はありません。

（注10） 「一者当たり基準限度超過額」については、《算式1》の（注4）をご参照ください。

「ヘの金額」（法令第5条第2項、法規第4条、第25条第1項）

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額（「(2) 共益的な活動の占める割合が50%未満であること」に定める割合を乗じて計算した金額）を差し引いた金額（ただし、受入寄附金総額－「ホの金額」を限度とします。）

（注11） これは《算式1》の「ヘの金額」と同一です（注6、注7をご覧ください）。

（注12） 「ヘの金額」をPSTの分子に加算するには、次の要件を満たす必要があります（法規第4条、第25条第1項）。

（イ） 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。

（ロ） 社員（役員並びに役員の配偶者及び3親等以内の親族関係並びに役員と特殊の関係のある者を除きます。）の数が20人以上であること。

（注13） 上記の「共益的な活動等に係る部分の金額」とは、次の算式で求めます。

「社員から受け入れた会費の合計額」 × 「事業活動に占める共益的な活動等の割合（※）」

※事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した割合であり、(2)の要件で算出する割合をいいます。